

地方交付税法及び特別会計に関する法律の 一部を改正する法律案の概要 (平成20年度補正予算関連)

国税5税の減額補正に伴う地方交付税総額の減少については、国の一般会計からの加算により全額補てんすることとし、国と地方が折半して補てん措置を講ずるルールを踏まえて、後年度その一部を精算することとする。

(具体的な内容)

国税5税の減額補正に伴う交付税の減	約▲2兆2,700億円
国の一般会計からの加算	約+2兆2,700億円
（内訳）－臨時財政対策加算額	約+1兆 300億円
－臨時財政対策債振替加算額	約+1兆2,400億円

※ 臨時財政対策債振替加算額(約1兆2,400億円)に相当する額については、平成23年度～平成27年度の交付税総額から減額する。

(参考)

地方交付税の原資である国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税)の減額補正 約▲6兆7,900億円

施行期日 公布の日